

平成31年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 平成31年3月7日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第32号 市道路線の認定について
議第33号 市道路線の変更について
議第34号 市道路線の廃止について
議第36号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第37号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第38号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
議第45号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第47号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第48号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）
議第11号 平成31年度村上市下水道事業特別会計予算
議第12号 平成31年度村上市集落排水事業特別会計予算
議第13号 平成31年度村上市簡易水道事業特別会計予算
議第14号 平成31年度村上市上水道事業会計予算
- 4 出席委員（8名）

1番 川崎健二君	2番 山田勉君
3番 本間善和君	4番 竹内喜代嗣君
5番 小林重平君	6番 大滝久志君
7番 小田信人君	8番 川村敏晴君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
小杉武仁君 鈴木好彦君 稲葉久美子君
鈴木いせ子君 大滝国吉君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
建設課長	伊与部 善久君
同課整備室長	須貝 民雄君（課長補佐）
同課管理室室長	五十嵐 忠幸君
同課管理室副参事	風間 貴志君
同課管理室係長	矢部 和貴君
同課日沿道対策室長	高橋 和憲君（課長補佐）
都市計画課長	山田 知行君
同課建築住宅室長	浅野 宏君（課長補佐）

同課都市政策室長	大西敏君 (課長補佐)
下水道課長	早川明男君
同課工事係係長	臼井信一君
同課管理業務室長	志村悟君
同課管理業務室係長	渡辺貴志君
水道局長	川村甚一君
同局参事	山田広良君
同局次長	内山治夫君 (課長補佐)
同局工事係副参事	菅原和英君
同局管理業務室副参事	東敏之君
同局管理業務室副参事	宮村勉君
村上支所村上水道事務所長	加藤権治郎君 (課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	長柄長司君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
山北支所産業建設課長	加藤泰君
同課産業観光室長	森山治人君 (課長補佐)

10 議会事務局職員

局長	小林政一
係長	鈴木涉

(午前10時00分)

委員長 (川村敏晴君) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第4 議第32号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長 (建設課長 伊与部善久君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長

おはようございます。それでは、議第32号 市道路線の認定についてのご説明をさせていただきます。本案は、村上市下鍛冶屋地内の1路線について、民間開発行為により本路線の帰属を受けたことから、このたび新たに市道路線の認定をお願いするものである。認定における起終点位置については、別記の通りであるので、ごらんいただきたいと思うが、延長については68メートル、幅員については6メートルで、隅切り部分で10メートルとなっている。それでは、議件書の市道路線認定説明図をごらんいただきたいと思う。図面でごらんのとおりの位置であるが、国道7号の県立坂町病院の7号挟んで反対側、50メートルほど入ったところに位置する路線である。最近新しいドラッグストアができてはいるけれども、その裏手というか横というか、そこに位置する路線である。なお、図面の黒丸位置が起点であって、矢印位置が終点となる。説明については簡単だが、以上である。

(質疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第33号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設 課長

続いて、議第33号 市道路線の変更についてのご説明をさせていただきます。本案は、4路線についての終点位置の変更をお願いするものである。そのうち村上市上山田地内の市道上山田19号線と市道上山田20号線の2路線については、森林基幹道岩船東部線の開設に伴い、一部区間が森林基幹道の法線と重なるために終点位置の変更をお願いするものである。そのほか、村上市笹平地内における2路線であるが、そのうち市道笹平1607号線については、路線の一部が権原のない状態で民地を供用していたことから、公図との整合を図るため終点位置の変更をお願いするものである。もう1路線については、同じく市道笹平1611号線であって、路線にある市道橋を撤去したことから、同じく終点位置の変更をお願いするものである。なお、路線変更に伴う起終点位置、幅員延長については、別記に記載のとおりとなるので、ごらんをいただきたいと思う。それでは、初めに市道上山田19号線の市道路線変更説明図をごらんください。非常にわかりづらいちょっと図面で申しわけないが、図面の左上から右下に向けての長い波線が変更前で、それに沿って左上から始まる短い薄い実線、ほんのわずか1センチ程度の矢印になるが、これが変更後になる。薄い黒色の太い実線が森林基幹道で、波線と重なるところが併用となって、森林基幹道の事業をやる上で市道認定があると事業が実施できないということで、その部分について市道認定を外すために終点位置の変更をお願いするものである。なお、森林基幹道の法線が定まっていない先、点線の部分については、法線が定まるまでの間市道認定から外して、林道として通常の実地管理を行うということで農林水産課と協議をさせていただいている。続いて、市道上山田20号線の市道路線変更図をごらんいただきたいと思う。同様であるが、拡大図をちょっとごらんいただきたいと思うが、波線で示したものが変更前で、薄い実線矢印が変更後となる。本線についても、市道上山田19号線と同様で、森林基幹道の法線と市道上山田20号線の一部が重なり、森林基幹道の事業執行に市道認定が支障になるために終点位置の変更をお願いするものである。ちょっとわかりづらいのだけれども、拡大図の中で点線が現在の市道認定状況なのだけれども、細い2本の線となっている部分が森林基幹道の法線になって、その幅のところの一部9メートル、10メートル程度かかるために、その延長を終点側を短くしたというところである。続いて、市道笹平1607号線の市道路線変更図をごらんいただきたいと思う。こちら、波線で示したものが変更前で、実線が変更後となる。変更の理由については、実線と重なっていない部分、いわゆる実線の先で点線となっている部分だけになるけれども、道路としての通行実態がなく、かつ民地の中で道路の権原がない状態で市道として供用していたことから、公図との整合を図るために終点位置の変更をお願いするものである。次に、市道笹平1611号

線の市道路線変更説明図をごらんいただきたいと思う。こちらも、先ほどと同様で波線で示したものが変更前で、実線が変更後となる。こちらの笹平1611号線については、県道上において2級河川の長津川に架設されていた横路橋の木橋なのだけでも、これを撤去いたしたことから終点位置の変更をお願いするものである。なお、橋梁がかかっていた右岸部分の先線部分については、今後公道との接点がないので、里道として管理をさせていただくこととしている。説明については以上である。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第34号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長

それでは、議第34号 市道路線の廃止についてのご説明をさせていただく。本案は、村上市岩船下浜町地内の1路線について、県道岩船港線の一部と重複路線となっていたことから、このたび市道路線の廃止のお願いをするものである。なお、市道路線の廃止における起終点については、別記に記載のとおりとなるので、ごらんをいただきたいと思う。それでは、議件書の市道路線廃止説明図をごらんいただきたいと思う。今回市道路線の廃止をお願いする路線は、県の街路事業の実施によって県道岩船港線の一部と重複することとなったものであって、ごらんの図面に示す市道港6号線である。なお、図面の黒丸1が起点であって、矢印が終点となる。街路事業をやったのはかなりちょっと前なのだけれども、その事業をやっている間については、県道の認定と市道の認定の両方が必要だということで、重複のままでいたのだけれども、このたび台帳の整理をしていた中で重複が見つかったということで、このたび廃止をお願いをするものである。以上である。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第34号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第36号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（水道

局長 川村甚一君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長

それでは、議第36号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。本条例は、水道局で技術関係業務の管理監督を行う水道布設工事監督者、それと水道技術管理者の資格基準を改正するものであって、平成31年4月1日に学校教育法の一部を改正する法律及び技術手法施工規則の一部を改正する省令、これが施行されることに伴って、新たに制度化される専門職大学、この前期課程修了者が短期大学卒業者に相当するという。また、技術士の試験科目の専門科目が統合されることによって、これを条例に明記するものである。施行期日は平成31年4月1日である。経過措置については記載のとおりである。簡単だが、以上である。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第36号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8

議第37号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第38号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長(水道局長 川村甚一君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長

それでは、議第37号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定及び議第38号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についての2議案について一括して説明を申し上げます。この2議案は、平成29年度から進めてまいった上山田地区飲料水供給施設統合整備事業、この完了に伴って上山田地区を上水道へ統合するために上水道条例及び簡易水道条例を改正するものである。議第37号では、上水道条例の給水区域を定める別表第1の1に上山田を加える。別表第1の1の表中ということである。続いて、議第38号では、簡易水道条例の別表第1から上山田地区飲料水供給施設の項を削るものである。施行日は、いずれも平成31年4月1日である。以上である。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、議第37号について討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、議第38号について討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第38号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9

議第45号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長

おはようございます。それでは、議第45号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について概要をご説明させていただく。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を減額し、予算の総額を46億3,990万円にさせていただくものである。次に、第2条の繰越明許費については、第2表でご説明させていただくので、4Pをお開き願う。第2表の繰越明許費については、第1款第2項下水道建設費の公共下水道建設経費で1億8,523万円、公共下水道改築更新経費で2,520万円をそれぞれ翌年度への繰り越しをお願いするものである。繰越事業の内容といたしては、公共下水道建設経費については村上処理区において国道7号沿線で管渠整備を進めてきたところであるが、情報ボックスなどの地下埋設物が多くあり、道路管理者である国土交通省との工事施工協議に日数を要したことなどにより、工事請負費1億3,313万円を、また荒川処理区において現在新潟県と村上市が事業を進めている都市計画道路東大通り線と南中央線の新設事業に合わせ管渠整備を実施する予定としていたが、道路事業の進捗におくれが生じたため、これに伴う工事請負費などで5,210万円を、合わせて1億8,523万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものである。次の公共下水道改築更新経費については、村上浄化センターの改築更新工事における実施設計作成業務において、浄化センターの管理棟に追加調査が必要となつて不測の日数を要したため、測量設計等委託料で2,520万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものである。次に、歳入歳出についてをご説明申し上げる。8P、9Pをお開き願う。歳入の第3款1項1目下水道事業費国庫補助金については、平成31年、平成32年度の2カ年で計画を進めている平成30年度の雨水管理総合計画の交付決定額が確定したので、これに合わせ80万円を減額させていただくものである。第4款1項1目一般会計繰入金については、歳出でご説明させていただく職員人件費の調整などで10万円を追加させていただく。次に、歳出をご説明させていただく。10P、11Pをお開き願う。11Pの説明欄で、第1款1項1目の総務管理費、1、公共下水道事業職員人件費については、給与改定に伴う職員人件費の調整といたして25万5,000円を追加させていただいた。第1款2項1目の下水道建設費の1、公共下水道建設経費については、新潟県と村上市で事業を行っている都市計画道路東大通り線と南中央線の新規箇所において下水道污水管渠の新設設置を建設していたが、管渠整備路線に見直しを行う必要が生じたので、これに伴う実施設計等委託料に不足を生じ、1款2項1目15節の工事請負費から13節の測量設計等委託料へ810万円を組み替えさせていただくものである。次に、2、公共下水道改築更新経費の測量設計等委託料については、先ほど歳入でご説明させていただいた雨水管理総合計画の策定に係る社会資本整備総合交付金の減額決定に伴い120万円を減額させていただいた。3、公共下水道建設事業職員人件費については、給与改定に伴う職員人件費の調整といたして8名分で26万4,000円を追加させていただいた。次に、第3款1項1目の予備費については、予算書の端数調整のため1万9,000円を減額させていただいた。以上、終わらせていただく。どうぞよろしく願います。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

鈴木 好彦 ちよっと教えてくれ。この歳出の中で、その他から持ってきてその他に返すという今回の補正があるけれども、これは繰出金の出し入れと理解していいのだろうか。

下水道課長 今ほどのその他の出し入れというのは・・・

鈴木 好彦 特定財源はどこかということ。特定財源の中にその他とある。

下水道課長 これについては、起債ということでご理解していただきたい。

鈴木 好彦 起債。それで戻すのはどうする。これは起債を・・・

下水道課長 これについては、国庫補助事業の減額分、これに伴う起債の減額というふうにご理解していただきたいと思う。

川村委員長 よろしいか。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第45号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第46号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

下水道課長 それでは、議第46号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について内容をご説明させていただく。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を減額し、予算の総額を12億240万円にさせていただくものである。次に、第2条の繰越明許費及び第3条の地方債の補正については、第2表と第3表でご説明させていただくので、4Pをお開き願う。第2表の繰越明許費については、農業集落排水改築更新経費で平成31年度から汚水処理場の機能強化工事を予定していた中浜地区において機能強化工事の事業内容を見直したことにより、平成30年度に予定していた測量設計等委託料の事業費を削減することができたことによって、交付決定を受けていた事業費との差額分について次年度実施予定の測量設計等委託料と工事請負費の一部を前倒しし事業を実施するため、640万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものである。次に、5Pの第3表、地方債の補正については、事業債の減額に伴い限度額を変更するものである。次に、歳入歳出の概要についてご説明させていただく。9P、10Pをお開き願う。歳入の第3款1項1目集落排水事業県補助金については、交付決定額の減額に伴って148万8,000円を減額させていただいた。第4款1項1目一般会計繰入金については、中浜及び高根地区の機能強化工事に対する補助金及び事業債の減額などによって財源が不足したため178万8,000円を追加させていただいた。第7款1項1目の集落排水事業債については、起債対象事業に対する事業費の減額により、起債発行額110万円を減額させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。11、12Pをお開き願う。12Pの説明欄で、第1款1項1目農業集落排水総務管理費の1、農業集落排水事業職員人件費については、給与改定に伴う職員人件費の調整により25万円を追加させていただいた。1款第2項1目農業集落排水建設費の1、農業集落排水改築更新経費については、繰越

明許のほうでご説明させていただいた中浜地区において、事業内容の見直しにより削減できた事業費を平成31年度に予定していた機械電気設備工事の一部を前倒しして実施するため、新たに1款2項1目15節工事請負費を設置し、その必要となる工事費を13節委託料の測量設計等委託料より300万円を組み替えさせていただいた。また、中浜及び高根地区の機能強化工事に対する補助金の交付決定額の減額に伴って110万円を減額させていただいた。次に、農業集落排水改築更新職員人件費については、給与改定に伴う職員人件費の調整により2名分で6万6,000円を追加させていただいた。第3款1項1目予備費については、予算書の端数調整のため1万6,000円を減額させていただいた。以上で説明を終わらせていただく。よろしく願いいたす。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第46号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第47号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(水道局長 川村甚一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長

それでは、議第47号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。本補正予算については、事業費の調整によって一般会計繰入金を減額をいたす。また、給与改定に伴う職員人件費を追加させていただくものである。1Pをごらんください。第1条は、歳入歳出予算の補正であって、歳入歳出予算の総額からそれぞれ100万円を減額いたす。歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,470万円とするものである。7P、8Pをごらんいただきたい。歳入である。第3款繰入金、1項1目一般会計繰越金の事業費の調整によって100万円を減額させていただくものである。9P、10Pである。歳出であるが、1款総務費、1項1目一般管理費で水道施設管理システム修正入力業務委託料を全額不用といたす。それから、職員人件費4人分、13万9,000円を追加し、端数調整のため1款1項2目施設管理費の施設維持経費を2,000円減額をいたす。また、2款施設費、1項1目施設建設費で、同じく職員人件費が2名分である。6万3,000円追加するものである。以上である。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第47号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第48号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
水道局長 それでは、議第48号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。本補正予算の内容については、給与改定に伴って給料、手当及び福利厚生費の職員人件費を補正するものである。1Pをごらんください。第2条は、収益的収入及び支出の補正である。第1款水道事業費用、第1項営業費用を60万8,000円追加し、収益的支出の予算を10億5,799万8,000円とするものである。また、第3条は、資本的収入及び支出の補正で、第1款資本的支出、第1項建設改良費を2万9,000円追加し、資本的支出の予算を12億3,088万9,000円とするものである。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額について6億1,631万5,000円を6億1,634万4,000円に改めて、これを補填する財源のうち建設改良費積立金を2万9,000円追加し、7,595万7,000円とするものである。補正の内容については3、4P、第2条の収益的収入及び支出では、1款1項2目配水及び給水費で、給与改定により職員人件費13万2,000円を、1款1項4目総係費で47万6,000円の、合わせて60万8,000円を追加いたしました。また、5、6Pである。3条の資本的収入及び支出については、1款1項1目拡張事業費で、同じく給与改定に伴って職員人件費2万9,000円を追加させていただいたものである。なお、第4条、戻るけれども、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正である。職員給与費を63万7,000円追加をいたして、1億3,315万5,000円とするものである。以上である。

（質疑）
なし

〔委員外議員〕
なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第48号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第11号 平成31年度村上市下水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
下水道課長 それでは、議第11号 平成31年度村上市下水道事業特別会計予算について概要をご説明させていただく。予算書の347Pをお開き願う。第1条で、歳入歳出予算の総額を対前年度比マイナス0.3%、1,570万円減の45億9,720万円とさせていただいた。次に、債務負担行為については第2条で、地方債については第3条で、一時借入金については第4条で、予算の流用については第5条でそれぞれ地方自治法の規定に基づき定めさせていただいた。債務負担行為及び地方債については第2表、第3表でご説明させていただくので、350、351Pをお開き願う。それでは、350Pの第2表、

債務負担行為についてご説明させていただく。初めに、村上浄化センター改築更新工事委託料から。こちらについては、日本下水道事業団に工事委託を予定しているストックマネジメント計画に基づく村上浄化センターの改築更新工事に係るものだが、機械、電気設備等の製作から設置までのほか、管理棟の耐震補強など2カ年を要する事業となることから、債務負担をお願いするものである。次に、下水道汚泥収集運搬及び処分業務委託料については、平成32年度の下水道汚泥収集運搬及び処分の委託業務に係る業者選定を平成31年度中に行っておく必要があるため、債務負担をお願いするものである。次に、マンホールポンプの維持管理業務委託料になるが、こちらでも平成32年度のマンホールポンプの維持管理に係る委託業務の業者選定を平成31年度中に行っておく必要があるため、債務負担をお願いするものである。なお、債務負担に係る限度額については、それぞれ記載のとおり定めさせていただいた。次に、351P、第3表、地方債になる。起債の目的と限度額については、下水道事業債で8億8,140万円、借換債で3億1,680万円をそれぞれ限度額といたして、総額で11億9,820万円の限度額として定めさせていただいた。また、借り入れ方法、利率、償還方法については、記載のとおり定めさせていただいた。次に、歳入歳出の主なものについてご説明させていただく。355、356Pをお開き願う。初めに、歳入から、356Pの説明欄でご説明させていただく。第1款1項1目都市計画下水道負担金については、1節現年度分、1、受益者負担金現年度分で、村上地区の平成27年度から平成29年度の賦課分で2,000万円を計上させていただいた。1款1項1目2節滞納繰越分については、昨年と同額の300万円を計上させていただいた。次に、第2款1項1目下水道使用料で、1節現年度分、1、下水道使用料現年度分については、面整備の区域拡大等による使用者の増を見込み、平成30年度より330万円増額の6億7,770万円を、2款1項1目2節滞納繰越分については、昨年度と同額の300万円を、2款1項1目3節施設使用料については、行政財産使用料といたして119万9,000円をそれぞれ計上させていただいた。次に、第3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1、社会資本整備総合交付金については、村上地区仲間町国道7号沿線の管渠整備やストックマネジメント計画に基づく村上浄化センターの改築更新の工事費などで2億5,808万5,000円を、第4款1項1目一般会計繰入金については23億9,998万8,000円を、第5款1項1目繰越金、1、前年度繰越金については、決算見込みにより2,000万円を計上させていただいた。次に、357、358Pをお開き願う。第6款2項1目排水設備等設置資金貸付金収入については、継続5件のほか新規10件分を見込み、501万4,000円を計上させていただいた。6款第3項1目の受託事業収入については、仲間町国道7号沿線の管渠整備に伴う上水道管の共同埋設による受託事業収入といたして600万円を計上させていただいた。6款第4項1目雑入の2、移設補償金470万円については、県道坂町停車場金屋線の拡幅工事に伴うマンホールの移設補償金を計上させていただいた。第7款1項市債については、1目下水道事業債、2目借換債ともに先ほど第3条でご説明させていただいたとおりそれぞれ限度額を定め、総額で11億9,820万円を計上させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。359、360Pをお開き願う。360Pの説明欄で、金額の大きなものについてご説明させていただく。第1款1項1目総務管理費で1、公共下水道事業総務管理経費の出納業務委託料1,457万8,000円については、水道局へ委託している下水道使用料金に係る検針、徴収業務の委託料といたして計上させていただいた。次の下水道負担金管理台帳作成業務委託料については、未整備の管理台帳作成及び台帳更

新のための業務委託料といたして100万円を、工事請負費については、井戸メーターを新規に設置する経費といたして200万円を計上させていただいた。消費税については、平成31年度中の申告納付税額の見込みによって5,727万9,000円を計上させていただいた。次に、2、下水道事業排水設備等整備資金預託金については、歳入と同額の継続5件と新規10件分といたして501万4,000円を計上させていただいた。次に、3、地方公営企業法適用化事業経費については、平成32年4月からの公営企業会計移行に向けて必要となる処理場やポンプ場、管渠などの固定資産の調査、評価業務など、地方公営企業法適用に係る支援業務委託料といたして3,416万2,000円を計上させていただいた。次に、4、公共下水道事業職員人件費については本庁、支所職員8名分の人件費として6,601万5,000円を計上させていただいた。次に、1款1項2目汚水施設管理費の1、公共下水道事業施設維持管理経費の消耗品については、処理場で使用する消毒剤や凝集剤などの薬剤の購入費用などで3,000万円を計上させていただいた。光熱水費は、処理場やポンプ場、マンホールポンプなどの運転に係る電気、水道料といたして1億492万1,000円を、修繕料については、計画修繕22件のほか、各地区10処理場の不時修繕費などで2,600万円を計上させていただいた。通信運搬費については、浄化センターや中継ポンプ場などの非常通報装置の電話料といたして722万円を、廃棄物処理手数料については、下水汚泥を村上市ごみ処理場で処分するための手数料といたして1,270万円を計上させていただいた。次に、362Pをお開き願う。施設維持保全業務委託料については、浄化センターや中継ポンプ場のほかマンホールポンプなどの運転管理等に係る業務委託料といたして3億3,100万円を、設備保守点検業務委託料については、浄化センターの空調機等の保守点検管理のほか非常通報受信管理業務委託料などで1,976万1,000円を、汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、各浄化センターから発生する下水汚泥の処理に係る運搬処分費といたして8,100万円を、工事請負費については、村上浄化センターの直流電源装置の取りかえ工事のほか、八幡浄化センターのスパローター分解整備工事や主ポンプの現場操作盤取りかえ工事など修繕的な工事23件分といたして7,000万円をそれぞれ計上させていただいた。次に、1款1項第3目雨水施設管理費の1、雨水施設維持管理経費についてだが、こちらは泉町ポンプ場に係る経費などである。予算額の大きなものとして、施設維持保全業務委託料で、ポンプ場の運転管理委託料といたして580万円を、工事請負費については、電動ポンプ用送水管の修繕工事のほか3件の修繕的な工事費といたして400万円を計上させていただいた。次に、1款第2項1目下水道建設費についてだが、1、公共下水道建設経費で、中ほどの測量設計等委託料については、現在管渠整備を行っている村上処理区において国道7号沿線で工法の変更を行う必要があり、その修正設計業務委託料などで1,400万円を、工事請負費については、村上地区の管渠整備約600メートルのほか舗装の本復旧工事費などで3億7,500万円を、補償金については、管渠工事に伴う水道管の移転補償費といたして710万円をそれぞれ計上させていただいた。次に、2、公共下水道改築更新経費の測量設計等委託料については、村上浄化センターの改築更新に係る実施設計業務のほか、下水道管路施設点検調査業務などの委託料といたして3,530万円を、工事請負費については、債務負担行為のところでご説明させていただいた日本下水道事業団に委託する村上浄化センターの改築工事に係る事業費といたして9,630万円。工事請負費については、先日の代表質問にもあったマンホールの改築更新工事を瀬波処理分区で事業を実施するほか、県道の改良工事に伴う取り

つけ管の調整工事費などで1,980万円を計上させていただいた。マンホールの改築更新については、平成29年度まで事業実施してきた長寿命化計画では国の補助対象外の事業であり、事業も平成32年度までと限定的であったが、制度改正によりストックマネジメント計画に位置づけされた事業であれば補助対象となるものもふえ、補助支援の制度も定められていないことから、長寿命化計画の計画期間中ではあったが、平成29年度にストックマネジメント計画を策定し、長寿命化計画から切りかえ、国からの支援拡大を図ったものである。このストックマネジメント計画への切りかえによって、今まで市の単独事業で実施してきた長寿命化対策事業も、点検調査費用も含め国の支援を受けて実施することができるようになったので、適宜計画を見直しながら引き続き長寿命化対策を図ってまいりたいと考えている。次に、1Pめくっていただいて、364Pの説明欄をごらんください。3の公共下水道建設事業職員人件費については、職員8名分の人件費になる。次に、第2款1項の公債費については、1目元金で償還金26億6,240万9,000円、2目利子で償還利子4億2,819万円の総額30億9,059万9,000円を計上させていただいた。第3款1項1目の予備費については、昨年と同額の250万円を計上させていただいた。以上で説明を終わらせていただく。よろしく願いいたします。

(質 疑)

本間 善和

課長、そうしたら最近のつかんでいる下水道の水洗化率というの、近年の伸びどのくらいになってきているのか、ちょっと教えていただきたい、3年ぐらい前からのやつあれば一番いいのだけれども。

下水道課長

各地区、それとも村上・・・

本間 善和

いや、全体で結構だ。

下水道課長

全体でよろしいか。

本間 善和

公共下水道全体で。

下水道課長

それでは、平成27年・・・

本間 善和

それで結構だ。27から。

下水道課長

平成27年4月1日現在で公共下水道とかを含めて68.0%、平成28年4月1日現在で69.4%、1.4%の伸びである。平成29年4月1日、70.3%、0.9%の伸びということである。昨年になるが、平成30年4月1日現在で71.9%、1.6%の伸びとなっている。

本間 善和

課長、水洗化率というのは、収入のほうに響いてくるわけだけれども、あなた方の水洗化率のこの普及の仕方というのは、どんな活動をやっているのだから。

下水道課長

今各支所も含め全地区なのだが、村上地区と荒川地区を除く他の3地区については、早い時期に接続していただいていて、その中でも接続率の悪いところを歩いていただいている。村上地区と荒川地区については、荒川地区については平成27年度に完了して、現在村上地区については事業中であるが、その中でも水洗化率の悪いところ、それを職員が適宜回ってやっているということである。そのほかに、普及活動といたして下水道フェアであったりとか、そのところで職員が頑張って水洗化率向上に向け、詰めているところである。

本間 善和

わかった。

竹内喜代嗣

360P、使用料及び賃借料の中に消費税が出てまいるけれども、これは今消費税あるいはもう延期するのではないかなんてうわさもあるのだけれども、このたびのこの予算では消費税は現行の8%あるいは10%、どちらなのだろうか。

- 下水道課長 今現在私ども消費税については、年4回納付させていただいているところである。それについては、前年度等の事業費によって申告させていただいているところであって、納付期間については8%のところは8%、10月以降については10%で見させていただいているところである。
- 竹内喜代嗣 公共料金の値上げは勘弁してもらいたいという思いもあるのだけれども、372Pに出てまいる地方債の調書見ますと、お伺いしたいのは、こんなところにこそ過疎債の適用というのは、こんな貧乏というか経済性が低いような地域で、過疎債適用がこの部分に充てられてもいいのではないかなと思っていただ。なぜだめなのだろうか、教えてくれ。
- 下水道課長 今ほどの過疎債適用がだめかということに関しては、市全体の枠の中で過疎債というものがあるので、その中でことしも下水道特別会計については、一般会計からの繰り入れで現在させていただいているところである。事業については、それぞれ過疎債であったり、その適宜有利である起債を使わせていただき、事業を行っている。この起債償還に係るものについては、この過疎債等を使わせていただいた事業、それも含めて今償還ということになっているので、その辺の過疎債の適用、二重になるのかどうかあれなのだが、その辺は財政当局との絡みもあるので、私のほうから何とも言いようがないのだが、事業のほうに使わせていただいているので、これの償還というものは、私のほうではないのではないかというふうに考えている。
- 竹内喜代嗣 そうすれば、これからの工事で発生するような債務負担を過疎債充当は、理論的には可能であるというふうに考えていいのだろうか。
- 下水道課長 建設整備、管渠の整備ばかりではなくて改築更新、今ストックマネジメント計画を策定して実施しているが、耐震化も含めてだけれども、それらについても有利な起債を活用させていただいて、そこに過疎債というものもあるという認識である。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14 議第12号 平成31年度村上市集落排水事業特別会計予算を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

- 下水道課長 それでは、議第12号 平成31年度村上市集落排水事業特別会計予算について概要をご説明させていただく。予算書の373Pをお開き願う。第1条で、歳入歳出予算の総額は前年度比プラス5.8%、7,000万円増の12億6,770万円とさせていただいた。次に、債務負担行為については第2条で、地方債については第3条で、予算の流用については第4条で、それぞれ地方自治法の規定に基づき定めさせていただいた。債務負担行為及び地方債については第2表、第3表でご説明させていただくので、376、377Pをお開き願う。それでは、第2表、債務負担行為からご説明させていただく。マンホールポンプ維持管理業務委託料の債務負担行為については、平成32年度のマンホールポンプの維持管理に係る委託業務の業者選定を平成31年度中に行っておく必要があるため、債務負担をお願いするものである。次に、377Pの第3表、地方債

になるが、起債の目的と限度額については、集落排水事業債で2億3,220万円、借換債で7,090万円をそれぞれの限度額といたして、総額で3億310万円の限度額として定めさせていただいた。また、借り入れ方法、利率、償還方法については、記載のとおり定めさせていただいた。次に、歳入歳出の主なものについてご説明させていただく。381、382Pをお開き願う。初めに、歳入から、382Pの説明欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。第2款1項1目農排施設使用料で、1、農業集落排水施設使用料、現年度分で1億7,480万円を、2款1項2目個別浄化槽施設使用料、現年度分で80万円を計上させていただいた。次に、第3款1項1目集落排水事業県補助金の1、農業集落排水事業費補助金については、中浜地区の集落排水施設機能強化工事に係る事業費補助や起債償還に係る補助金などで5,842万1,000円を、第4款1項1目一般会計繰入金については7億2,315万7,000円を、第5款1項1目繰越金の1、前年度繰越金については、決算見込みにより300万円を計上させていただいた。1Pめくっていただいて、第6款2項1目排水設備等設置資金貸付金収入については、新規10件分を見込み、400万円を計上させていただいた。第7款1項市債については、1節集落排水事業債、2目1節借換債ともに先ほど第3条でご説明をさせていただいたとおりそれぞれ限度額を定め、総額で3億310万円を計上させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。385、386Pをお開き願う。386Pの説明欄で、金額の大きなものについてご説明させていただく。第1款1項1目農業集落排水総務管理費の1、農業集落排水事業総務管理経費の中ほど、出納業務委託料については、水道局へ委託している使用料金に係るメーター検針、徴収業務の委託料といたして387万9,000円を、工事請負費については、新設する井戸メーターの取り付け工事費といたして130万円を計上させていただいた。消費税については、平成31年度中の申告納付税額の見込みによって2,014万円を計上させていただいた。次に、2、農業集落排水事業排水設備等整備資金預託金については、歳入と同額の新規10件分、400万円を計上させていただいた。3、地方公営企業法適用化事業経費については、平成32年度の公営企業会計移行に向け必要となる処理場や中継ポンプ場、管渠などの固定資産の調査、評価業務の委託料といたして1,258万9,000円を計上させていただいた。次に、4、農業集落排水事業職員人件費については本庁、支所職員4名分の人件費として2,552万1,000円を計上させていただいた。次に、1款第1項3目農業集落排水施設管理費の1、農業集落排水事業施設維持管理経費の消耗品については、処理場で使用する薬剤の購入費用などで180万円を計上させていただいた。光熱水費については、処理場やマンホールポンプの運転に係る電気、水道料などとして4,738万3,000円を、修繕料については計画修繕4件のほか、各地区17処理区の不時修繕として1,500万円を、通信運搬費については、処理場やマンホールポンプの非常用通報装置の電話料といたして313万5,000円を計上させていただいた。次に、1Pめくっていただいて、388Pをお開き願う。施設維持保全業務委託料については、処理場やマンホールポンプの運転管理等に係る業務委託料として9,200万円を、設備保守点検業務委託料については、非常通報受信業務委託料といたして1,619万9,000円を、汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、処理場から発生する下水汚泥の処理に係る運搬処分費といたして4,500万円を計上させていただいた。工事請負費については、相川処理場の活性汚泥濃度計の更新工事のほか、海老江処理場の透視度計修繕工事など7件の修繕的工事費で1,530万円を計上させていただいた。1款1項4目個別浄化槽施設管理費については、河内地区の浄化槽24件

分の保守点検や修繕費などで142万3,000円を計上させていただいた。次に、1款第2項1目農業集落排水建設費になるが、1、農業集落排水改築更新経費の測量設計等委託料については、処理施設の機能強化工事実施に向け高根地区の処理場については実施設計業務を、南大平、上海府、門前、鋳物師、海老江、荃太の5地区の処理施設については機能診断業務の実施など、各業務の委託料といたして3,040万円を計上させていただいた。工事請負費については、中浜処理場の機能強化工事費といたして2,880万円を計上させていただいた。2、農業集落排水改築更新職員人件費については、職員2名分の人件費になる。次に、第2款1項の公債費については、1目元金で償還金7億5,720万2,000円を、1Pめくっていただいて、2款1項2目利子で償還利子1億1,648万6,000円の総額8億7,368万8,000円を計上させていただいた。第3款1項1目の予備費については、昨年と同額の250万円とさせていただいた。以上で説明を終わらせていただく。

委員長（川村敏晴君）休憩を宣する。
（午前11時02分）

委員長（川村敏晴君）再開を宣する。
（午前11時15分）

（質 疑）

本間 善和 課長、集落排水の改築更新経費というところで1つお伺いしたいのだけれども、中浜地区の・・・

川村委員長 済みません、ページで言うと何Pになるか。

本間 善和 ごめんなさい、388Pになるか。工事費で2,880万円計上されているわけだけれども、おたくさんからのこの資料を見ると、土木、建築、機械、電気と4項目の工事を発注するという格好になっているわけだけれども、これの設計というのは、工事だからこの前に設計というものがあると思うのだけれども、これについては先ほどの補正の繰り越しでやるという意図なのか。

下水道課長 中浜の改築更新経費については、平成30年度で実施設計を今行っているところである。それで、その中で事業の見直しを行って、というのは今本来公共下水道もそうだったのだけれども、国のガイドラインによると、この施設全部を地寿命化を図るために直すということでガイドラインはなっているのだが、村上市のように施設が多くあると、その調査費用、それだけでも何十億円というお金がかかって建築できない。それで、長寿命化計画から、先ほど別なところでご説明させていただいたけれども、ストックマネジメント計画独自のもの、それは日本下水道事業団と今一緒に計画させてもらっているのだが、その中で当然全部を直すのではなくて今必要なものだけを直していると。当然そうするとリスクがあるので、そのリスクをどうするかということも検討して、中浜については本来当初建物も全部直す予定だったのだが、それについては若干の補強。今直さなければならない機械、電気設備、これを新しく更新すると。それで、この先ほどの設計等については、先ほどやっているものと、それを前倒しさせていただいて、そこに平成31年度事業しようとしている実施設計の、それも繰り越しした中で残りの工事費を平成31年度でお願いするということである。

本間 善和 当然これも補助の対象になってくるという考え方でよろしいのだね、ちょっと確認
だけれども。
下水道課長 そのとおりである。
本間 善和 わかった。
川村委員長 よろしいか。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第12号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第15 議第13号 平成31年度村上市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長 それでは、議第13号 平成31年度村上市簡易水道事業特別会計予算について、その概要を説明申し上げます。予算書398Pからである。ごらんください。まず、第1条で、歳入歳出予算の総額を4億7,030万円と定めさせていただいた。これは、前年度に比べて10.5%、4,480万円の増である。この主な要因であるが、施設建設費、こちらがふえたことなどによるものである。それでは、次に第2条である。地方債の借り入れ限度額等を定めている。内容は、401Pに記載のとおりであって、建設改良経費等に充当するための簡易水道事業債の起債である。限度額を6,550万円といたして、借り入れ方法等については記載のとおりである。続いて、399P、第1表の歳入歳出予算をごらんいただきたい。歳入である。1款分担金及び負担金が540万円、2款使用料及び手数料1億5,494万5,000円、3款繰入金2億2,565万1,000円、4款繰越金500万円、5款諸収入1,380万4,000円、それから今ほど申し上げた建設事業等に充てる6款市債である。6,550万円、以上を計上いたして、歳入の合計を4億7,030万円といたしている。また、400P、歳出であるが、1款総務費に1億2,949万1,000円、2款施設費に9,843万7,000円、3款公債費に2億3,937万2,000円、4款予備費に300万円を計上して、歳入同額の4億7,030万円といたしている。続いて、歳入歳出それぞれ主なものを説明させていただきたい。405P、406Pをごらんいただきたい。初めに、歳入である。第1款1項1目工事負担金540万円、これは消火栓の工事に伴う負担金である。それから、2款1項1目水道使用料、現年度分といたして1億5,420万8,000円を計上させていただいている。それから、3款1項1目一般会計繰入金2億2,565万1,000円、これについては地方債の元利償還金の繰り入れ相当分1億5,007万4,000円と収入不足の補填分といたして7,557万7,000円をお願い申し上げるものである。次に、5款2項1目の雑入1,380万円であるが、これについては新潟県が山北地区の遅郷地内で予定をしている道路改良事業に伴って支障となる私ども配水管等水道施設の移転補償料である。次に、6款1項1目簡易水道事業債6,550万円については、建設改良経費及び地方公営企業法適用化事業経費、これらに伴って借り入れを行うものである。続いて、歳出である。407、408Pをごらんいただきたい。第1款1項1目一般管理費である。説明欄1の一般管理経費は、水道業務にかかわる管理経費であって、水質検査、検満メーターの取りかえなどの委託、

あるいは新設及び検定期間が満了したメーター取りかえにかかわる経費等の消耗品及び取りかえ時の修繕料、メーター検針、収納事務委託負担金、それから消費税である。それから、説明欄2の地方公営企業法適用化事業経費、これについては水道台帳作成業務委託料の本年度分である。例規整備支援業務委託料である。説明欄3の一般管理職員人件費、これについては職員4人分の給料、手当等である。次に、1款1項2目施設管理費である。各地区の簡易水道施設の維持管理経費であって、説明欄1の施設維持経費は、施設の電気料等の光熱水費あるいは修繕料、施設維持保全業務委託、設備保守点検委託、緊急修理の待機委託料などである。次に、409、410Pをごらんください。2款1項1目施設建設費である。簡易水道建設改良経費では、測量設計等委託料200万円、こちらは朝日地区の簡易水道施設中央監視装置改修工事のために詳細設計業務を委託する委託料である。それから、村上地区では山辺里地区の簡易水道の菅沼地内で配水管の改良、それから県道上山田山辺里線の日下地内で断水バルブの設置を、それから山北地区であるが、こちらでは主要地方道山北関川線改良事業に伴って遅郷地内で配水管の移設、それと寒川地内で越沢地区への送水管、この改良を行わせていただきたい。また、消火栓については村上、山北地区で新設、更新等を予定している。次に、3款1項公債費の2億3,937万2,000円については起債の償還の元金、こちらが2億652万2,000円、償還利子分であるが、こちらが3,285万円である。それから、411Pからであるけれども、それについては職員6人分である。給与費等の明細を記載している。最後に、416Pである。簡易水道事業債の各年度末における現在高の見込み額調書である。平成31年度末の現在高は21億522万4,000円となる見込みである。なお、資料といたしてお手元に平成31年度の当初予算における投資的経費の箇所別の一覧表、こちらを配付させていただいているが、説明については省略をさせていただきたい。簡単だが、以上である。

(質 疑)

- 本間 善和 局長、収入のほうのちょっと、406Pになるんだけれども、406Pのところは工事負担金540万円計上されているわけだけれども、これ簡水なので、消火栓の新設工事という説明をしてあるが、移設工事という名称ではないか、工事の内訳から見て簡易水道のほうは。
- 水道 局長
本間 善和 移設あるいは更新の工事ということである。
新設ではないわけだね。これ、一致しないのだ。後ほど上水やるわけだけれども、上水は明確に新設とか修繕、取りかえとかという格好で説明をしているわけ。そして、あなたの資料の、申しわけないけれども、これ添付されていた工事というのは、みんな新設ではなく改修なわけだ、取りかえ、更新だね。だから、新設ではないということなので、この説明は違うのではないかなと思うけれども、金額は別に何ともないのだけれども。
- 水道 局長 記載によって誤解をいただいたりするとこれあれなので、新たなところに設置をするという意味での新設はないが、新しいものを更新していく、あるいは移設をして新しいものに取りかえていくということで記載をさせていただいていた。そのあたりは、今後改めさせていただきたい。
- 川村委員長 確認いたすが、要は全く今までの何もないところに1基ふやすものを新設というふうな表現があったとすれば、今のは古くなったので、新しく取りかえるもの、これを新設というような説明をした、記入しているということだね。

水道 局長 そのとおりである。
 本間 善和 申しわけないのだけれども、そういう解釈すると、423Pの、後で来るのだけれども、上水との整合性がとれなくなってしまうのだ、私言いたいのは。整合性とれないだろう、あなたの今の説明すると。こここのところに423Pで、これ後ほど後から出てくるのだけれども、消火栓の新設及び修繕等の受託工事という格好で、この新設というのは何もないところに新たにつくるという新設なのだ。修繕というのは、今まで使っていたのを更新していくと、そういう意味なはずだ。そうすると、今回の簡水のこの3カ所というのは修繕なはずなのだ、取りかえもしく修繕という言葉。新設という言葉は使えないのではないかなと思うのだけれども。わかるか、言っているの。

水道 局長 今後その説明と記載については、おっしゃるとおり上水道との整合もあるし、よりわかりやすいということで記載を研究させていただければと思う。

川村委員長 そうだね。
 本間 善和 わかった。
 川村委員長 今の指摘を受けて、より理解しやすい説明、記載にしていただきたいと思います。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第13号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第16 議第14号 平成31年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長（水道局長川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長 それでは、議第14号 平成31年度村上市上水道事業会計予算、これについて概要を説明申し上げる。予算書の417Pをごらんいただきたい。第2条で、平成31年度の業務の予定料、こちらを記載している。給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量である。また、主な建設、改良、拡張工事について記載のとおり予定をしている。それから、第3条であるが、収益的収入及び支出の予定額を定めている。第1款水道事業収益、こちらは11億4,732万9,000円、水道事業費用では10億8,056万5,000円、こちらを計上いたして、差し引きの利益については6,676万4,000円を見込んでいる。続いて、418Pをごらんいただきたい。第4条、こちらでは資本的収入及び支出の予定額を定めさせていただいている。第1款資本的収入で4,974万6,000円、資本的支出で6億418万円を計上している。なお、収入が支出に対して不足する額5億5,443万4,000円については、当年度分の損益勘定留保資金ほかの記載の資金でこれを補填する予定である。続いて、第5条である。債務負担行為についてである。これについては、上水道のある各地区、村上、朝日、荒川、神林の各地区の浄水場等の浄水施設管理業務委託、この2件と新たに導入を計画させていただいている給水車の購入、合わせて3件について定めさせていただいている。なお、調書については、450Pに記載をいたしている。それから、第6条の企業債であるが、借り入れ限度額を3,300万円といたして、借り入れ方法及び利率を定めている。それから、第7条、一時借入金、こちらは限度額を1億円と定めている。それから、8条である。支出経費の流

用できる範囲を記載している。9条では、議会の議決をいただかなければ流用できない経費、これについて職員給与費1億3,282万2,000円と定めさせていただいている。また、第10条、棚卸資産の購入限度額は250万円といたしている。続いて、予算の概要について説明をさせていただきたい。飛ぶが、428、429Pをごらんいただきたい。最初に、収入についてである。第1款1項1目給水収益、こちらは水道の料金収入であって、9億7,657万9,000円、これを見込んでいる。それから、1款1項2目の受託工事収益である。消火栓の工事の負担分である。960万円を計上をいたしている。1款1項3目その他営業収益の2,772万5,000円については、収納事務の負担金等を見込んでいる。それから、1款2項2目他会計補助金である。上水道事業に統合をいたした旧簡易水道、この統合前の建設改良に伴う起債の利子分、この2分の1等によるものであって、一般会計からの繰り入れである。それから、1款2項3目長期前受金の戻入1億2,910万円、これについては固定資産の取得等に伴い交付される補助金、負担金、これについて減価償却見合い分を収益化する戻入額である。次に、430、431Pであるが、支出である。第1款1項1目原水及び浄水費1億2,791万9,000円は、浄水施設の管理及び水質検査、施設等の修繕費、浄水場等の動力費である。1款1項2目配水及び給水費9,732万1,000円は、職員4人分の人件費、このほか給水関係の維持経費、水道施設の緊急修繕の待機料、検定満期メーターの取りかえ費用、配水管等の修理、これらである。それから、1款1項3目の受託工事費960万円、先ほどもご質問いただいたが、消火栓の工事請負費である。それから、1款1項4目総係費1億3,454万4,000円、職員12人分の人件費ほか事務的な経費等である。それから、1款1項5目減価償却費は5億6,491万2000円である。1款1項6目資産減耗費1,500万円、これについては配水管改良工事等によって既設の資産、これを除却するその除却費である。1款2項営業外費用で、1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還利息9,439万3,000円については、財政投融资資金あるいは公営企業の金融公庫資金、それから平成30年度の借り入れ分、それから統合いたす上山田地区の分等である。続いて、438、439P、資本的収入及び支出、こちらは施設の建設整備にかかわる費用と財源内訳を示すものである。最初に、収入である。第1款1項1目企業債3,300万円、これは荒川地区の拡張事業にかかわる工事費、委託費、これらに充当するものである。工事費の95%を見込んでいる。1款2項1目出資金964万5,000円、こちらは統合をいたした簡易水道の統合前の建設改良に充てた起債の元金の償還金の一般会計繰り出し分である。1款3項1目の工事補償金710万円、こちらは下水道工事に伴う配水管改良工事補償金である。次に、440、441Pである。支出についてである。第1款1項1目拡張事業費4,485万7,000円、こちらは荒川の3次拡張事業、それと村上の4次拡張にかかわる事業費で、給与等は職員1人分の人件費である。それから、委託料46万円、これは荒川3次拡張事業の設計の単価更正の業務委託料である。工事請負費3,640万円、こちらは荒川3次拡張事業の荒島浄水場の更新関係である。それから、1款1項2目の建設事業費3,500万円だが、緑町5丁目地内での地区幹線道路での配水管建設、それから南町2丁目、緑町5丁目地内での舗装工事である。それから、1款1項3目の改良事業費1億8,858万円については、委託料7,340万円、これについては水道台帳システム構築業務委託、あるいは瀬波温泉2丁目地内の配水管改良の詳細設計、朝日地区の中央監視装置の更新設計の設計業務等である。それから、工事請負費8,680万円、このうち配水管の改良工事、これについては村上、荒川、神林、朝日、各地区の改良工事であって、6,530万円、延長

にすると約960メートルを予定している。それから、石綿管の改良工事、これは荒川地区である。延長については、約80メートル改良の予定である。それと施設改修工事、これについては朝日の第4水源の移設にかかわる移設にかかわる削井工事である。それから、負担金2,838万円、こちらは公共下水道事業に伴う舗装等の工事負担金である。それから、1款1項5目固定資産購入費であるが、これは非常用の備品等の購入を予定している。それから、1款2項1目企業債の償還金3億3,355万8,000円、これについては財政投融资資金2億2,244万2,138円、公営企業金融公庫分で1億1,111万5,003円である。これ、この償還によって平成31年度末企業債の残高は、見込みで57億6,506万6,000円を見込んでいる。なお、442P以降について、予算に関する説明の注記、それからキャッシュフロー、給与費明細あるいは損益計算、予定貸借対照表などを添付している。走り走りで申しわけない。以上である。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された議案の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川村敏晴君）閉会を宣する。

（午前11時44分）